

参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 69
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	女川町中心部消防水利施設整備事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	271,366千円（今回申請額：61,010千円）
【事業内容】 東日本大震災で壊滅的な被害を受けた町中心部において、高台住宅地の造成及び市街地整備を行う土地区画整理事業等の復興・復旧事業と併せ、防災に配慮した市街地を形成するため消防水利施設の整備を行う。 【基幹事業との関連性】 女川町では、被災市街地復興土地区画整理事業等により市街地の再編整備を行うこととしており、本事業により、土地区画整理事業区域内において消防水利施設の整備を行い、安全なまちづくりを推進するものである。 【事業費】 H29：61,010千円（都市再生機構） （防火水槽：6,897,150円×7基、消火栓：979,290円×13基） H30：45,000千円（予定） （過年度）H25：17,094千円（★D-17-6-9） H26：44,680千円（★D-17-6-19） H27：46,935千円（★D-17-6-32） H28：56,647千円（★D-17-6-47、★D-17-6-48） 【事業期間】 平成29年6月～平成30年3月	

※ この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 71
要綱上の事業名称	(25) 市街地復興関連小規模施設整備事業
細要素事業名	町道蓬田針浜線道路修繕事業
全体事業費	25,062 (千円)
<p>【事業内容】</p> <p>町道蓬田針浜線は女川町浦宿地区から同町針浜地区へ伸びる路線である。本路線沿線には、町内で唯一の産業廃棄物処分業者が存在し、震災時においては女川町中心部及び離半島部のがれきを当該産業廃棄物処分業者主体で処分した。その際にごれきを積載した大型車の交通量増加により、舗装の劣化を加速させた。</p> <p>今回、がれきの撤去量も震災以前の量に落ち着きを見せたことから、当該路線の舗装版の打ち替えに係る工事費を申請するものである。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>本事業は、東日本大震災の復旧・復興事業に係る工事車両の通行を原因として損壊した道路舗装について地区周辺環境を改善するために補修するものである。</p> <p>【事業費】</p> <p>平成29年度 25,062 千円</p> <p>【事業期間】</p> <p>平成29年6月～平成30年3月</p>	

※ この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 72									
要綱上の事業名称	(42) 観光交流・物産センター整備事業									
細要素事業名	離島航路利用者待合所整備事業（平成29年度分事業費）									
全体事業費	58,712千円（今回申請分：6,559千円）									
<p>【事業内容】</p> <p>女川本土と有人離島の江島・出島を結ぶ離島航路「女川～江島航路」については、他に交通機関が無い環境での移動の足として、また、生活必需品や主要物資などの輸送手段として非常に重要な役割を担っており、離島住民が生活していく上で必要不可欠であることから、国から「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金）」が交付され、当該航路の維持が図られている。</p> <p>本事業は、離島と本土の効率的な交通体系を確立し、もって離島で暮らす被災者の利便性の向上及び公共交通機関の健全な発展に資するため、東日本大震災により全壊被害を受けた本土側の離島航路利用者待合所を整備するものである。</p> <p>なお、当該施設の申請対象範囲は、計画施設の延べ床面積 255.9㎡のうち、旧施設復旧見合いの152㎡から民間事業者用貸事務室（小） 7.5㎡を差し引いた144.5㎡のみとし、残る111.4㎡については町負担範囲として除外している。</p> <p>構造：木造一部2階建て</p> <p>諸室構成：待合室、事務室ほか延べ床面積255.9㎡（うち申請対象面積144.5㎡）</p> <p>スケジュール 平成29年度：設計業務委託（今回申請） 平成30年度：建設工事、施工監理業務委託</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>女川町では、被災市街地復興土地区画整理事業により市街地を再編整備することとしており、本事業により、土地区画整理事業区域内に離島航路の交通結節点となる待合所を整備することにより、離島で暮らす被災者の生活基盤の改善を促進するものである。</p> <p>【事業費】</p> <table> <tr> <td>平成29年度</td> <td>6,559 千円</td> <td>（今回申請分）</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>52,153 千円</td> <td>（予定）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>58,712 千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>【事業期間】</p> <p>平成29年7月～平成30年3月</p>		平成29年度	6,559 千円	（今回申請分）	平成30年度	52,153 千円	（予定）	合計	58,712 千円	
平成29年度	6,559 千円	（今回申請分）								
平成30年度	52,153 千円	（予定）								
合計	58,712 千円									

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 73
要綱上の事業名称	(25) 市街地復興関連小規模施設整備事業
細要素事業名	防犯灯整備事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	75,437千円（今回申請額：4,031千円）
<p>【事業内容】 震災による津波被害によって市街地が流失し、既存の防犯灯もすべて流失したため、地域住民の生活と道路交通の安全性を確保するために防犯灯を整備するものである。 防犯灯の設置は電柱への灯具の設置を行っているものだが、電柱が無い区間には、防犯灯が設置されず、各行政区長より海岸部の低地から高台住宅地へ続く道路が暗く安全上支障が出る旨の申し出があり、電柱への防犯灯設置のみでは対応できない地区においては、状況に応じて単管設置し、地区住民の生活安全を確保するものとし、設置状況については地区の造成完成状況により異なることから、地区ごとに明るさの状況や必要性を判断して設置検討するものとする。 今回、電柱位置の決定した地区の防犯灯設置に要する事業費を申請する。年度内に宅地供給を予定している地区についても、電柱の配置が決定次第、随時申請のうえ設置を行う予定である。</p> <p>【基幹事業との関連性】 本事業により防犯灯を整備することで、都市再生区画整理事業等により新たに誕生する住宅地における住民生活と、道路交通の安全性を確保するものである。</p> <p>【事業費】 H29年度：34,653千円 平成27年度（H25年度復興庁繰越分（当初分））11,342千円 平成28年度（H26年度復興庁繰越分（当初分））4,031千円 H30年度：1,556千円（予定） （過年度）H26年度：3,748千円（★D-17-3-2） H27年度：10,553千円（★D-17-6-33） H28年度：24,927千円（★D-17-6-53）</p> <p>平成29年度宅地供給予定地区 ① 西区：28灯 2,179千円（申請済み） ② 荒立・大道②③地区：8灯 622千円（申請済み） ③ 宮ヶ崎地区：65灯 4,973千円（申請済み） ④ 尾浦西地区：25灯 2,124千円（申請済み） ⑤ 飯子浜地区：17灯 1,444千円（申請済み） ⑥ 小乗浜地区：（22灯*72,050円+9灯*64,050円）*1.08=2,334,474円≒2,334千円（今回申請） ※NTT柱22本、電力柱9本 ⑦ 横浦地区：20灯*78,600円*1.08=1,697,760円≒1,697千円（今回申請） ※NTT柱 ※以下の地区については電柱位置未確定のため概算 ⑧ 清水・日蕨地区②：40灯*72,050円*1.08=3,112,560円≒3,112千円 ⑨ 御前浜地区（第2期）：8灯設置 2,628,000円=2,628千円 ⑩ 塚浜地区（第2期）：7灯設置 1,900,801円≒1,900千円 ⑪ 竹浦北地区（第2期）：12灯設置 3,288,961円≒3,288千円 ⑫ 飯子浜地区（第2期）：2灯設置 812,160円≒812千円 ⑬ 尾浦西地区（第2期）：6灯設置 1,815,840円≒1,815千円 ⑭ 桐ヶ崎地区（第2期）：5灯 2,030,400円≒2,030千円 ⑮ 横浦地区（第2期）：13灯設置 3,695,041円≒3,695千円</p> <p>【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月</p>	

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。